はうがっこうにゅうがくじゅん び 第2編 小学校入学準備のために

小学校入学準備のために

せいかつほ ごほう せいかつふじょ いちじ ふじょ しきゅう 生活保護法による「生活扶助(一時扶助)」【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、小学校(義務教育学校の前期課程及 び特別支援学校小学部含む。この頁において同じ。)への入学準備に必要な費用(学		
		カバン・靴等の購入費)を支給します。	
対象者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度小学校に入学される方		
支給額	 ○生活保護法の「生活扶助(一時扶助)」		
	区分	内 容	支給額
	入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	64,300円以内
		備金以外に、生活保護法の「教育扶助」(P.19) →	として下の表の経
	費が支給されま	9。 内 容	基準額
	区分	日本 17 日本	,
	基準額	第しゴム、定規、書道道具、 動費、通学用靴、上履き 裁縫道具、体育用靴等の 購入費 購入費	き、 月額2 600円
	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等	月額1,080円以内
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、登器)の購入費、正規の教材の利用に必要な額(ICを活用した教育にかかる通信費)	· 集費支給
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費支給
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	実費支給
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額	実費支給
	学習支援費	課外クラブ活動費	実費支給 (年間上限額 16,000円以内)
問い合せ先	 くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P. 4)にお問い合わせください。		
が き	特別支援学校に入学され、就学奨励費(P.22)の支給を受けられる方について		
	 区分により、支	給額が調整される場合があります。	

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

小学校入学準備のために

ほしふしかふふくししきんかしつけきん しゅうがく したく しきん むり しかしつけ 母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

25.7.			
ない よう容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援 学校小学部含む。)に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。		
対象者	京都府内(京都市を除く。)に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。)に入学されるお子さんを扶養されている方		
がし つけ がく 貸 付 額	子ども1人につき64,300円以内		
申請時期	入学前		
貸付時期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。		
申請・	 ※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所(P.2)にご相談ください。 申請書に必要事項を記入し、次の①~⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票(記載事項に省略のないもの) ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。 		
問い合せ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P. 2)にお問い合わせください。		
備 考			

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。